

令和2年度協議会運営状況報告

令和2年度芽室町総合保健医療福祉協議会及び個別部会実績	1
全体会議所管	
① 『第3期芽室町総合保健医療福祉計画』 進行管理	2
高齢者・介護部会所管	
② 『第8期芽室町高齢者保健福祉計画』 進行管理	
③ 『第8期芽室町介護保険事業計画』 進行管理	4
保健・医療部会所管	
④ 『第4期芽室町健康づくり計画』 進行管理	6
地域福祉部会所管	
⑤ 『第4期芽室町地域福祉計画』 進行管理	8
障害者部会所管	
⑥ 『第6期芽室町障がい者福祉計画』 進行管理	
⑦ 『第2期芽室町障がい児福祉計画』 進行管理	10
子育て部会所管	
⑧ 『第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画』 進行管理	12

令和2年度芽室町総合保健医療福祉協議会及び個別部会実績

部会名		全体会議	高齢者・介護	保健・医療	地域福祉	障害者	子育て
委員会	委員数	20	8	8	8	8	8
	計画名	総合保健医療福祉計画	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	健康づくり計画	地域福祉計画	障がい者福祉計画・ 障がい児福祉計画	子ども・子育て支援事業計画
	現行	R元～R4年度	H30～R2年度	R元～R4年度	R元～R4年度	H30～R2年度	H27～R元年度
	次期	R5～R8年度	R3～R5年度	R5～R8年度	R5～R8年度	R3～R5年度	R2～R6年度
開催時期(月)		6月11日	7月29日	2月17日	3月10日	7月30日	2月12日
1	内容(概要)	委員委嘱・個別計画策定諮問	ニーズ調査結果 次期計画基本目標	進行管理	部長互選 進行管理	現行計画の評価 次期計画策定スケジュール アンケート内容検討	進行管理
	開催方法	書面開催	部会	書面開催	書面開催	部会	書面開催
2	開催時期(月)	2月24日	10月28日			10月22日	
	内容(概要)	個別計画原案協議・答申	次期計画原案協議			アンケート調査結果分析	
3	開催方法	全体会議	部会			部会	
	開催時期(月)		12月2日			12月17日	
4	内容(概要)		次期計画原案協議			次期計画等案案協議	
	開催方法		部会			書面開催	
4	開催時期(月)		1月20日				
	内容(概要)		サービス事業者の指定 次期計画原案修正				
4	開催方法		部会				

所管部会

全体会議にて計画を策定

計画名

第3期芽室町総合保健医療福祉計画

計画期間

令和元年度～令和4年度（4か年）

計画概要

芽室町のまちづくりの計画として最も上位に位置付けられている『第5期芽室町総合計画（以下：総合計画）』の将来像、基本目標、施策等との整合を図りながら、保健・医療・福祉施策の推進に関する総合的な計画。

『総合計画』の「まちづくりの基本目標」の1つである「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とし、町民一人ひとりが住み慣れたまちで生涯を通じて健やかに暮らせるよう、ライフステージの視点と関係施策の総合化により、より質の高いサービス提供を目指している。

また、本計画は計画期間の異なる保健福祉分野の7つの個別計画間の連携・施策の継続性を目指すものであることから、各分野の現状と課題を踏まえた個別計画の指針となるもの。

進行管理報告

本計画は、7つの個別計画の指針となる計画であり、定期的な進行管理を行わず、他個別計画との関連において、必要に応じた見直しを行う。

全体会議開催状況

- 第1回 令和2年6月11日（木）書面開催
会長副会長の互選、令和元年度協議会運営状況報告、令和2年度協議会活動の概要
- 第2回 令和3年2月24日（水）18：30～19：27
個別計画答申（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画）

第5期芽室町総合計画



第3期総合保健医療福祉計

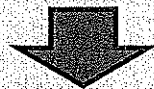
指
針

基本理念「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」

(総合計画まちづくりの基本目

《指 針》

1. 保健・医療・福祉の連携
2. 地域共生社会の実現
3. 生涯を通じた総合的なサービスの提供



個
別
計
画

健康づくり計画

介護保険
事業計画

高齢者保健
福祉計画

障がい児
福祉計画

障がい者
福祉計画

子ども・子育て
支援事業計画

地域福祉計画

所管部会

高齢者・介護部会（家内典夫部会長）

計画名

第8期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

計画期間

令和3年度～令和5年度（3か年）

計画概要

老人福祉法第20条の8規定による「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条規定による「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定。

少子高齢化の進行を踏まえ、芽室町が今後取り組む高齢者の保健福祉施策の概要を明らかにし、併せて、介護保険事業の効果的な運営を計画的に実現することを目的としている。

第5期芽室町総合計画の基本目標「誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、芽室町総合保健医療福祉計画の個別計画として位置づけられるもの。

策定のポイント

本計画は人口減少、進展する少子高齢化を背景に、令和7年にとどまらずその先の令和22年を展望して、高齢者保健福祉施策、持続可能な介護保険制度の実現のために策定した。

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づき、主な保健福祉事業の内容や利用見込み、供給体制の確保に関し必要な事項を定めた。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき介護給付等のサービスや地域支援事業の内容、見込み量を定めるなど、介護保険事業の安定した運営に向け必要な事項を定めた。

部会開催状況

- 第1回 令和2年7月29日（水）18:30～19:30
ニーズ調査結果、次期計画基本目標
- 第2回 令和2年10月28日（水）18:30～19:10
次期計画素案協議
- 第3回 令和2年12月2日（水）18:30～19:10
次期計画原案協議
- 第4回 令和3年1月20日（水）18:30～19:10
サービス事業者の指定、次期計画原案修正

第8期 芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 法的位置づけ
- 3 計画期間および見直し時期
- 4 計画の策定体制
- 5 その他の計画との関連
- 6 日常生活圏域の設定

第2章 高齢者を取り巻く状況

- 1 高齢者人口の現状と将来推計
 - (1) 高齢者人口
 - (2) 高齢者世帯数
- 2 介護保険認定からわかる傾向
 - (1) 介護保険認定者の年齢構成
 - (2) 介護保険新規認定者の疾患
- 3 認知症の状況
 - (1) 後期高齢者医療制度被保険者の認知症実人数
- 4 高齢者の生活実態
 - (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - (2) 要介護4, 5の方を自宅で介護している方の介護状況
 - (3) 在宅介護実態調査
- 5 介護保険認定者数と給付実績
 - (1) 認定者数の推計
 - (2) 芽室町と全国、全道の比較
- 6 高齢者を取り巻く状況のまとめ
 - (1) 背景
 - (2) 介護保険認定からわかる傾向
 - (3) 高齢者の生活実態
 - (4) 介護保険サービスについて
- 7 第7期計画の評価
 - (1) 高齢者保健福祉計画
 - (2) 介護保険事業計画

第3章 基本目標と施策体系

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系
- 4 各事業の概要と目標

第4章 給付費と介護保険料の推計

- 1 介護サービス量の見込み
- 2 第1号被保険者の保険料
- 3 低所得者への配慮

添付

- 1 策定経過
- 2 計画の諮問ならびに答申

所管部会

保健・医療部会〔村上哲也部会長〕

計画名

第4期芽室町健康づくり計画

計画期間

令和元年度～令和4年度（4か年）

計画概要

健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画、自殺対策基本法第13条に基づく市町村自殺対策計画として策定。

第5期芽室町総合計画の基本目標「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とする。

対象は40歳から64歳の壮年期を中心として、20歳以上を含む町民。

ライフステージに応じた健康づくりやこころの健康づくりを行っていけるよう、町民自らが健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目標に計画を推進。

進行管理報告

- 1 芽室町の現状及び健康的な生活習慣の確立に向けた8つの分野の課題を踏まえ、評価・進行管理を行った。
- 2 出前健康講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により密集・密接回避の観点から依頼が大幅に減少した。
- 3 健康ポイントの交換期間を臨時的に1年間延長し、コロナ禍の中でより利用しやすい体制を整えた。
- 4 子育て支援課と連携し乳幼児健診の際に子宮頸がん検診・乳がん検診の受診勧奨を実施することで、若い年代の受診申込みにつながった。
- 5 インフルエンザワクチンは接種助成の日程を早め接種しやすい体制を整えた。また、新型コロナウイルス感染症の全国的な流行拡大の影響を受け、高齢者等に対し優先接種を呼びかけたことから接種者数が増加した。

部会開催状況

第1回 令和3年2月17日（水）書面開催
第4期計画の進捗状況

計画の基本的な考え方

基本理念

第5期芽室町総合計画の基本目標「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とし、家庭・地域・職場・関係機関・行政が連携し計画を推進していきます。

政策

3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり

3-1-1 生涯を通じた健康づくり

【目標達成のための8分野と主な事務事業】

町民自らが健康づくりに取り組み、健康寿命(健康で元気に生活する期間)の延伸を目標に計画を推進します。

芽室町の現状及び健康課題を踏まえ、目標達成のために、健康的な生活習慣の確立に向けて課題を8つの分野に分けて取り組みます。

- | | |
|-------------|--|
| 1 栄養・食生活 | 成人食生活改善事業、成人健康教育相談事業、健康ポイント制度運営事業 |
| 2 身体活動・運動 | 生活習慣改善教室開催事業、健康づくり実践団体支援事務、成人健康教育相談事業、健康ポイント制度運営事業 |
| 3 たばこ | 成人健康教育相談事業、健康ポイント制度運営事業 |
| 4 こころの健康 | 精神保健普及事業、健康ポイント制度運営事業 |
| 5 歯と口腔の健康 | 成人歯科保健対策事業、健康ポイント制度運営事業 |
| 6 がん | 各種がん検診事業、成人健康教育相談事業、健康ポイント制度運営事業 |
| 7 糖尿病・循環器疾患 | 生活習慣改善教室開催事業、健康診査推進事業、特定健診事業、特定保健指導事業、成人健康教育相談事業、国保生活習慣改善指導事業、健康ポイント制度運営事業 |
| 8 感染症 | エキノコックス症予防事業、高齢者予防接種事業、インフルエンザ対策事業、健康診査推進事業、健康ポイント制度運営事業 |

所管部会

地域福祉部会〔鈴木昇部会長〕

計画名

第4期芽室町地域福祉計画

計画期間

令和元年度～令和4年度（4か年）

計画概要

社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画。

少子高齢化、核家族化、地域連帯意識の希薄化、虐待や孤立死問題など、今日的な社会情勢に起因する生活課題に対応し、地域共生型社会の実現に向けて、第3期計画に代わり策定したもの。

他の個別計画を横断的に内包する広範な計画であり、「目指すべき地域社会の有り様、求められる住民同士の関係性」や「それらを目指すための施策や推進の方向性」について示す、比較的概念的な計画。

「だれもが孤立せずに支え助けあう、おもいやりに満ちた共生のまちづくり」を、基本理念としている。

進行管理報告

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により「ふれあい交流まつり」などのイベントが中止された。また「ふれあいサロンなごみ」は4か月半休館したことで利用者が激減しており、地域共生社会の実現に影を落としている。
- 2 公立芽室病院地域連携室が窓口となり、在宅医療・介護と病院間の連携強化の取組みを実施することで患者や家族からの相談件数が増加傾向にある。
- 3 災害時要配慮者台帳の全登録者個別訪問を実施し情報を更新した。また、登録漏れを防ぐために民生委員児童委員の協力を得て該当者への登録勧奨、広報誌への掲載や福祉サービス利用開始時での登録呼びかけを行った。

部会開催状況

第1回 令和3年3月10日（水）書面開催
第4期計画の進捗状況

第4期芽室町地域福祉計画 施策の体系

計画目標	基本目標	基本施策	具体的施策
I 住民の支え合いによる地域福祉社会の推進	1 地域住民活動のさらなる推進	(1) 地域活動の推進と地域力の向上 (2) 活動意識を高める仕組みづくり	① 町内会・行政区活動等の推進 ② ボランティア活動の推進 ③ 老人クラブ活動の推進 ④ 高齢期の地域貢献活動の推進 ⑤ 育児支援活動の推進 ① 町民公益活動支援 ② 自治振興活動に対する支援 ③ 協働のまちづくり活動支援 ④ 公共サービスパートナー制度 ⑤ 人材育成支援 ⑥ 地域担当職員制度 ⑦ 認知症サポーターの養成 ⑧ 介護予防ポイント推進事業 ⑨ ゲートボールを通じた世代間交流の推進 ⑩ イベントを通じた相互理解の促進 ⑪ 共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の活用促進
	2 地域力を高めるネットワークの推進	(1) 地域資源をつなぐネットワークの推進	① 町民活動支援センターによるネットワーク ② ボランティアセンターによるネットワーク ③ 生活支援コーディネーターによるネットワーク
II 必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備	1 身近な地域で保健・医療・福祉の相談ができる体制の整備	(1) 相談支援機能の充実 (2) 相談支援機関の周知 (3) 相談支援機関の連携 (4) 訪問による相談の推進	① 民生委員・児童委員による相談支援 ② 健康・栄養相談支援（生涯を通じた健康づくり） ③ 地域包括支援センターによる相談支援 ④ 相談支援事業所による相談支援 ⑤ 子育てに係る相談支援 ⑥ 医療機関における相談支援 ① 相談窓口の更なる周知 ① 相談機関同士の連携支援 ① 訪問による相談の推進
	2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立	(1) 福祉サービス基盤の整備と、共生型福祉サービスの展開 (2) 福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進	① 介護保険サービス ② 障がい福祉サービス ③ 子育て支援サービス ④ 福祉人材確保対策事業の推進 ① サービス未利用の要支援者の把握体制 ② 権利侵害・差別防止対策の推進
	3 福祉サービス利用者の権利擁護	(1) サービスの選択・手続きなどに支援を要する方への支援	① 成年後見制度の普及・啓発と町民による申し立ての運用 ② 日常生活自立支援事業の活用推進 ③ 判断能力の段階に応じた権利擁護施策の活用 ④ 権利擁護支援に従事する人材等の育成
III 地域で安全・安心に生活できる環境の整備	1 地域で安全に暮らせる環境の整備	(1) 災害時要配慮者の支援 (2) 消費者被害の未然防止 (3) 子どもの権利と安全対策	① 避難支援プラン（個別支援計画）の策定推進 ② 災害時要配慮者台帳の活用推進 ③ 福祉避難所の指定 ① 消費生活相談の推進 ② 未然防止に向けたさらなる取り組み ① 『子どもの権利に関する条例』の啓発普及 ② 子どもの安全対策の推進
	2 地域で安心して快適に暮らせる環境の整備	(1) 住環境の改善支援 (2) 交通弱者の生活交通の確保 (3) 一人暮らし高齢者などへの支援	① 介護保険制度による住宅改修支援 ② 身体障がい者への住宅改造支援 ① 地域公共交通の確保と推進 ② 福祉有償運送による介助付き移送の推進 ① 緊急通報システムの設置 ② 食事サービスの実施 ③ 除雪サービスの実施 ④ 新たな福祉ニーズへの対応
	3 地域における見守りネットワークの充実	(1) 自分で自分を守る取り組み～自助の推進 (2) 住民相互の支え合い、温かな見守り～互助・共助の推進 (3) 行政による情報集約と安否確認～公助の推進	① 自助の推進 ① 互助の推進 ② 共助の推進 ③ 関係機関による見守り支援の推進 ① 異常のサインの周知・啓発 ② 情報の集約とすみやかな安否確認 ③ もれない把握の推進
		9	

所管部会

障害者部会〔古川誠部会長〕

計画名

第6期芽室町障がい者福祉計画・第2期芽室町障がい児福祉計画

計画期間

令和3年度～令和5年度（3か年）

計画概要

「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」（第6条）に規定される「障害者基本法」（第11条第3項）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（第88条）並びに「児童福祉法」（第33条の20）に基づき、障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的な方向及び国の定める障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた。

策定のポイント

「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」に掲げる4つの基本施策を推進する。

《基本施策》

基本施策1 早期発見及び早期支援

専門的な支援の充実、相談支援体制の充実、地域支援の推進、特別支援教育の充実

基本施策2 就労支援体制の強化

就労支援体制の強化、福祉的就労の充実、一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備、農福連携の拡充

基本施策3 生活支援の充実

福祉サービスの充実、居住系サービスの充実、相談支援体制の充実、権利擁護の推進、地域での安全安心の確保、疾病の予防と早期発見、ユニバーサルデザインの推進

基本施策4 支援を広げるための施策

理解と交流の促進、町民活動等への支援

部会開催経過

- 第1回 令和2年7月30日（木）18:30～19:32
現行計画の評価、次期計画策定スケジュール、アンケート内容検討
- 第2回 令和2年10月22日（木）18:30～19:40
アンケート調査結果分析
- 第3回 令和2年12月17日（木）書面開催
次期計画等素案協議

第6期芽室町障がい者福祉計画・第2期芽室町障がい児福祉計画

計画の体系

基本目標

誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

基本施策

施策の方向

1 早期発見及び早期支援



- (1) 専門的な支援の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 地域支援の推進
- (4) 特別支援教育の充実

2 就労支援体制の強化



- (1) 就労支援体制の強化
- (2) 福祉的就労の充実
- (3) 一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備
- (4) 農福連携の拡充

3 生活支援



- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 居住系サービスの充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 地域での安全安心の確保
- (6) 疾病の予防と早期発見
- (7) ユニバーサルデザインの推進

4 支援を広げるための施策



- (1) 理解と交流の促進
- (2) 町民活動等への支援

所管部会

子育て部会〔白銀孝志 部会長〕

計画名

第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画

計画期間

令和2年度～令和6年度（5か年）

計画概要

国の「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月から令和2年3月を第1期とした「芽室町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども・子育て支援法」で規定する「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備・実施はもとより、本町の子ども・子育て支援を総合的、計画的に進めてきた。

「第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て支援法」と「第5期芽室町総合計画」を前提とし、「芽室町子どもの権利に関する条例」に定める4つの権利を保障し、平成25年3月に策定した3計画（「芽室町保育基本計画」、「芽室町放課後子どもプラン」、「芽室町発達支援計画」）と、「芽室町地域子育て支援拠点事業実施方針」を包括し、現状と課題、従来計画の評価、ニーズ調査等を踏まえながら、本町の総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな観点が反映された事業実施の基礎や目標を定めた。

進行管理報告

- 1 家庭において一時的に保育が困難になった場合の預かり保育を、めむろかしわ保育園において月曜日から土曜日まで行った。また、3か所の認定保育所と認定こども園で通常の利用時間を超える延長保育を実施した。
- 2 乳児家庭訪問事業の実施結果や、関係機関等の情報提供・通報等により把握した養育支援が特に必要な家庭を訪問した。
- 3 めむろ子どもセンター、めむろ西子どもセンター及びみなみっ子児童館を運営し、児童の放課後の安心・安全な居場所を確保した。

部会開催状況

第1回 令和3年2月12日（金）書面開催
第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

第2期 芽室町子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって

- (1) 計画の背景と目的
- (2) 計画策定の経過
- (3) 計画の位置づけ
- (4) 支援計画の期間

第2章 芽室町の子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 人口

- (1) 人口の推移
- (2) 出生数の推移
- (3) 合計特殊出生率の推移
- (4) 世帯数及び1世帯当たりの人口の推移

2 幼稚園・保育所

- (1) 幼稚園
- (2) 保育所(園)
- (3) 教育・保育施設の利用割合(未就学児)

3 放課後児童健全育成事業・児童厚生施設

- (1) 放課後児童クラブ
- (2) 児童館

第3章 芽室町の子ども・子育て支援施策の展開

1 子ども・子育て支援事業の骨組み

2 新制度の事業体系

- (1) 子どものための教育・保育給付
- (2) 子育てのための施設等利用給付
- (3) 地域子ども・子育て支援事業
- (4) 保育の必要性の認定

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

- (1) 推計の手順

4 教育・保育の区域設定

- (1) 区域設定の基本的な考え方
- (2) 施設・事業別区域設定一覧

5 教育・保育事業の実施計画

- (1) 教育認定
- (2) 保育認定

6 地域子ども・子育て支援事業の実施計画

- (1) 利用者支援事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 実費徴収に係る補足給付事業
- (4) 多様な主体の新制度への参入促進事業
- (5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業

(8)-1 養育支援事業

(8)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(9) 妊婦健康診査

(10) 地域子育て支援拠点事業

(11)-1 一時預かり事業(幼稚園I)

(11)-2 一時預かり事業(一般型)

(12) 病児・病後児保育事業

(13) ファミリーサポートセンター事業

7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

- (1) 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校等との円滑な接続の推進
- (2) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の充実等による資質向上

第4章 芽室町子育て世代包括支援センター

1 子育て世代包括支援センターの背景

2 事業の現状

- (1) 地域子育て支援拠点事業
- (2) 利用者支援事業(基本型)
- (3) 利用者支援事業(母子保健型)

3 課題と今後の展開

- (1) 地域子育て拠点事業及び利用者支援事業(基本型)
- (2) 利用者支援事業(母子保健型)
- (3) 関係機関との連携

第5章 芽室町放課後子どもプラン

1 プラン策定の背景及び位置づけ

2 プランが目指すもの

3 プランの概要

4 町内小学校の現状と将来推計

5 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の現状と将来推計

- (1) 放課後児童クラブの現状
- (2) 入所児童数の推移
- (3) ニーズ調査による利用意向と実績に基づく将来推計

6 児童厚生施設(児童館)事業の現状と今後の取り組み

- (1) 児童館の現状
- (2) 児童館の今後の取り組み
- (3) 地域における子育て支援の拠点としての取り組み
- (4) 放課後の第3の居場所及び地域活動団体による取り組み

第2期 芽室町子ども・子育て支援事業計画

7 放課後子ども教室事業の実施と発展的展開

- (1) 全児童対策の経過と今後の取り組み
- (2) 児童館における放課後子ども教室実施の具体的な方策
- (3) 放課後子ども教室の基本的方針と具体的な方策
- (4) 連携による事業の推進体制

8 放課後児童クラブの継続実施

- (1) 放課後児童クラブの基本的方針
- (2) 施設・受け皿の確保
- (3) 職員の配置・質の確保
- (4) 開所時間の延長に係る取り組み
- (5) 利用者・地域住民への事業内容周知

9 特別な配慮が必要な児童への対応

- (1) 療育の視点での取り組み
- (2) 虐待予防・早期発見の視点での取り組み

10 放課後の安全・安心な居場所の確保

第6章 芽室町発達支援システム

1 発達支援施策の背景

2 「芽室町発達支援システム」とは

3 計画の概要

- (1) 発達支援施策のイメージ
- (2) 重点とするもの

4 カテゴリ別における施策内容

- (1) 早期発見
- (2) 一貫性と継続性のある支援の構築
- (3) 保護者支援
- (4) 特別支援教育
- (5) 就労に向けた支援
- (6) その他の取り組み

第7章 関連施策の展開

1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 要保護児童対策協議会を中核とした連携体制
- (2) 要保護児童対策地域協議会調整機関担当職員の専門性強化
- (3) 虐待発生予防の強化
- (4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置

2 子どもの権利委員会の推進

- (1) 子どもの権利委員会
- (2) 「子どもの権利」についての啓発活動

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- (1) ひとり親家庭等の相談支援
- (2) ひとり親家庭への医療費助成の実施
- (3) ひとり親家庭等への保育料軽減

4 子育て世帯の経済負担の軽減・子どもの貧困対策

- (1) 子ども医療費給付事業の助成
- (2) 第3の子どもの居場所づくり（風の子めむろ）の推進

5 保育環境の充実

- (1) 保育ニーズの多様化と保育の確保
- (2) 待機児童ゼロの継続と保育サービスの充実
- (3) 健康の推進
- (4) 障がい児保育の実施
- (5) 十勝定住自立圏における広域入所の機能強化
- (6) 食育の推進
- (7) 危機管理体制の強化
- (8) 小学校との連携推進

6 仕事と子育ての両立支援

- (1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- (2) 父親の子育て参加意識の向上
- (3) 仕事と子育ての両立に配慮した職場環境へ
- (4) 子育て世帯の移住・定住の促進